

第25回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月12日（金）午後3時00分～午後3時10分
2. 開催場所 邑楽町役場 3階 委員会室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸栄一 係長 國府田諭 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 34号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第25回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第25回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番天谷雄一委員、同じく5番諸井政男委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第69号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第69号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年7月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番（島田）	<p>1番、島田です。7月8日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字鶉新田字子々五地内、案内図は資料の1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は資料の通り、三角形で耕作しにくい形であり、現在は不耕作地となっていました。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第34号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第34号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年7月12日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、5ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第25回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和元年8月9日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 天谷 雄一

委員 諸井 政男